

お客様各位

越前信用金庫

民法改正を踏まえた各種預金規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫は令和2年4月に施行される「民法の一部を改正する法律」を踏まえ、各種預金規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されますので、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

I. 主な改定内容

預金者等の成年後見人等について補助・保佐・後見が開始された場合の明確化。

1. 普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定の条項を以下のとおり一部追加・変更いたします。なお、同預金共通規定以外の規定についても同様の改定を行います。

①普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定抜粋（対象箇所を下線）

8.（成年後見人等の届出）

- （1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

（2）～（5）省略

②改定される規定

普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定、通知預金規定、総合口座取引規定、定期預金共通規定、定期積金規定、財産形成預金共通規定、当座勘定規定

2. 定期預金、定期積金等の満期日前解約の取扱についての改定

定期預金共通規定、期日指定定期預金規定の条項を以下のとおり一部追加・変更いたします。なお、定期預金共通規定、期日指定定期預金規定以外についても同様の改定を行います。

①定期預金共通規定抜粋（対象箇所を下線）

3.（預金の解約、書換継続）

- （1）この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

- （2）この預金を解約または書替継続する場合は、通帳式の場合は、当金庫所定の請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。また、証書式の場合は、証書の受取欄および当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書とともに当店に提出してください。

(3) ~ (5) 省略

②期日指定定期預金規定抜粋 (対象箇所を下線)

<非自動継続扱い>

3. (利息)

(1) ~ (2) 省略

(3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項により満期前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第5項の規定によりこの預金を解約する場合、その利息は預入日から解約日までの前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

(4) 省略

<自動継続扱い>

4. (利息)

(1) ~ (4) 省略

(5) この預金を定期預金共通規定第3条第1項により満期前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第5項の規定によりこの預金を解約する場合、その利息は預入日から解約日までの前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

(6) 省略

③改定される規定

定期預金共通規定、期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）、自由金利型定期預金規定（大口定期預金）、変動金利定期預金規定、自動継続定額複利預金規定、積立定期預金規定、定期積金規定、財産形成積立定期預金規定、財形年金預金規定、財形住宅預金規定、当座勘定規定

3. みなし到達条項の追加

定期預金共通規定の条項を以下のとおり追加・変更いたします。なお、定期預金共通規定以外についても同様の改定をします。

①定期預金共通規定抜粋 (対象箇所を下線)

1 2. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

②改定される規定

通知預金規定、総合口座取引規定、定期預金共通規定、財産形成預金共通規定

II. 改定日

令和2年4月1日（水）

以上